

第25期 第12回大津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月13日（木）13時30分から15時20分

2. 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3. 出席委員（18名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	安井	善次	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	濱田	博之	委員

4. 欠席委員（0名）

5. 説明員（4名）

農林水産課

6. 傍聴人（0名）

7. 議事日程

議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第52号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見について

議案第53号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告第62号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

- 報告第63号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第64号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第65号 農地の転用事実等に関する照会について

8. 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9. 会議の概要

事務局長 失礼いたします。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第25期第12回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、議席番号の連番制となっております。本日は、議席番号12番 本郷忠史委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は中部選出の副会長であります石津正嗣委員にお願いいたします。

石津委員、よろしくお願ひいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は全員ご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、大津市農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。

次に、会長からご挨拶をお伺いいたします。

会長 < 会長挨拶 >

副会長 はい、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

それでは、安井会長、よろしくお願ひします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。着座にて進めさせてい

ただきます。

議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、ご協力をお願ひいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

7番 森元 直紀 委員

8番 音野 茂 委員

よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局、説明をお願ひいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、農地法第3条の主旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いいたします。

No. 1 の伊香立生津町につきまして、地元委員よりご意見をお願ひいたします。

委員 今回、この土地に関してですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、この農地を含めて宅地と、この後に出てきます顛末案件の農地とを含めての購入ということになっております。今回、購入される方ですが、現在、木戸にお住まいで、年内に木戸を出ないといけないということで、今回、こちらに移り住まれて営農されるということです。

こちらですが、5月27日に私、地元の推進委員と今回、5条申請がありましたので、事務局と一日立会委員とでまとめて立会いさせていただきました。申請人の方ですが、もともと〇〇で農業を2年ぐらい経験されているということで、農業に関する知識と技術に関して申し分ないかなというふうに思います。年齢的にも、現在、〇〇〇として自営されているということですし、時間等もあるということで、今回、農地の復元からスタートして水稻を始められると。

農地に関してですが、現在は草が生えておりましたが、木等は生えておりませんので、草刈りを行った上、耕耘すれば田んぼに戻るということは可能ではないかなと判断しております。本人の意欲と経験、そして今の現状の農地を含めると、今後、農地として水稻を作付されるというのは可能であるというふうに判断いたしました。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 2 の真野普門三丁目につきましては、私が地元委員でございますので、意見を述べさせていただきます。

この件につきまして、事務局から説明がありましたとおり、区画整理はきちんとされており、何も周辺に被害、問題はないと思います。それに、現地調査を6月2日、譲受人、推進委員、ちょっと来られなくて、2人だけで話を聞きまして、年齢は高齢ですけれども、息子さんが頑張っておられ、耕作をされていかれると思います。何も問題はないと思いますので審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、No. 3 の千野二丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 この千野の案件は、12ページに写真が載っていますように、圃場整備待ちの青地の千野の中山間地の中では、圃場の条件が整っている比較的作りやすい場所です。面積も〇筆ありますが、〇〇さん、今現に土木の仕事もされているのですが、農機具等全て管理しておられます。

この〇〇さんはおじさんに当たる人で、ご高齢ですが、後継ぎがないということで、甥の〇〇さんに貸すのではなくて譲り渡す所有権移転になっていますが、ここには書いているかどうか、比較的安い価格で譲り渡されたということです。周辺を見回しても遊休農地がもう圃場整備でありながら耕作放棄のところがあるぐらい、この先、どうしていいかというふうなちょっと農地を維持するのに難しいような感じを受けるのですが、〇〇さんにはほかも担ってほしいというふうな要望もしていました。

こういう状況ですので、ぜひ皆様方からご審議、応援をお願いいたします。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 4 の堂一丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 この4番、堂町の地先の部分ですが、事務局から説明ありましたとおり、〇筆、1,800m²で、白地の土地でございます。この土地につきましては、以前より譲受人が地権者から借りて試験的にイチジクの栽培をされています。それはなぜかといいますと、譲受人が町内に会社を持っておられて、琵琶湖の藻を肥料にできないかということを試験的にされていまして、その適地をこの町内で見つけられて、一時的に借りておられました。今現在、写真にありますように、イチジクの苗がちょっと見えていると思いますけれども、これが試験的にやって育ったということで、今回、もともとの地権者から譲り受けると。

先月、5月15日午前に推進委員とこの譲受人の奥さんと現地で立会いを

しました。今、話をしましたとおり、今まで耕作もされていました、当然、農機具も持っておられますし、毎日のように来られているという當農の意欲も見られまして、特に問題はないと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。
それでは、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
それでは、No. 1について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第49号No. 2は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第49号No. 3は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 4について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第49号No. 4は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、去る5月27日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査いただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、ご報告をお願いいたします。

委 員 この件につきまして、事務局からも説明ありましたように、5月27日に私と地元農業委員、推進委員、それと関係業者の〇〇、立会いの上で調査を行いました。

農業用水確保のためのボーリング調査を行う施設の設置でして、現状、湧水は、写真で言いますと2番の道路の法面のほうからパイプが出ていて、ここから今の状況ですとちょろちょろぐらいいしか出いでていなくて、とてもこの状態では田んぼの水を賄うというのは困難で、ボーリングは必要やなど現地では判断いたしました。周辺の田んぼも申請者の所有でありますし、調査等で生じる排水とか汚泥対策もきっちりやられることから、今回の申請については特に問題はないとの判断しております。ですので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1 の羽栗三丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 事務局及び一日立会委員から説明ありましたとおりですが、以前はここ、かなりの湧水があったそうですが、先月27日に見せていただいた状態では、一日立会委員おっしゃっていますように、ちょろちょろという感じで、ここにある圃場全てを賄うほどの水は全くないという状況でした。ですから、この井戸を掘って水を汲むという申請につきましては、認めざるを得ないかなと思います。ご審議、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございました。

それでは、何かご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。

それでは、No. 1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、去る5月27日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、ご報告をお願いいたします。

委員 議案の番号順に、1番の生津町のほうでございますが、先ほど3条の申請でもありましたように、田んぼに繞いての農小屋をされるということで、事務局の説明の中で途中で、写真を見られて皆さん、こんなもの直すのかなという感じのほおという声やったと思うのですけれども、一応建築関係のことをやっておられたということで、隣の家も併せて買われるということで、若干、家のほうも直されるのと違うかなというようなことで、地元委員さんとも話はしていたのですが、一応3条での田んぼをされるのに、農業機械、管理機になるか、もうちょっと大きなものになるか分かりませんが、そういうものを保管するには、当然、農業用倉庫というのが必要になるかと思いますので、これを直してもやっていただけるというのであれば、地域的なことから見ても非常にいいことかなと判断いたしております。

続きまして、羽栗二丁目のほうでございますが、これも27日に私と地元委員、推進委員さん、それと譲渡人のお兄さんが立会いの上で調査させていただきました。事務局からも話がありましたように、この隣接関係図でいきますところの去年の12月の総会の時に、田んぼの部分、○○、○○は先に承認をいただいていまして、今回の部分は農振農用地の除外手続の関係等のことがありましたので、それができていなかつたということで一旦取り下げられて、その再度申請をされたということで、その時点と現状は何も変わっていない状況でございますので、なおかつ周辺は譲渡人の方の田んぼとかで、田畠に影響するようなことはないと判断しておりますので、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No.1の伊香立生津町につきまして、地元委員にご意見をお願いします。

委員 今回、この農地に関してですが、事務局と一日立会委員から説明があつたとおりで、先ほどの売買を含めての購入ということになります。こちらに関してですが、もともと譲渡人の方のお父さんが昭和30年代に建てられたと。その際に農地転用を怠っていたと顛末書に書かれているとおりになるのですが、現在、それが残っておりまして、この建物自体、結構古くて何しろちょっと改装が必要な感じにはなっております。

ただ、基礎が入っていましたりとかしっかりした建物なので、完全に潰して建て替えるよりはリフォームという形を本人は取りたいということで、それが一番安く上がる方法なのかなというふうには思っております。

先ほどの説明とまた重複するのですが、この農地の隣接するところを購

入されて田んぼにされるということで、こちらに農機具を保管されると仕事上、効率がいいということで、このまま使われるということになっております。

以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No. 2、No. 3 の羽栗二丁目につきましては、地元委員にご意見をお願いいたします。

委 員 顛末書にありますように、私が知る限り平成の始めか昭和の終わり頃からこういう状態にあったというのを、単に申請が忘れられていたのを今回、財産整理の過程で整理されるために、こういう申請を出されたということです。昨年12月にも1度、一部申請が出ていましたが、今回、先ほどのような状況で追加で出し直しがあったということです。

ですから、現況はここ何十年変わっておらず、また周辺の農地に対する影響も全くないということですので、この申請は認めて差し支えないかと思います。どうぞご審議、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、何かご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。

No. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第51号No. 2は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第51号No. 3は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第52号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計

画) の変更に関する意見についてを議題といたします。

それでは、農林水産課の説明をお願いいたします。

<農林水産課 説明>

議 長 ありがとうございました。

続きまして、事務局お願いします。

<事務局 回答案の説明>

<農林水産課 回答>

議 長 ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありませんか。

委 員 ○○ということありますから、ここへ入っていくような道路はあるんですか。私、現地を知らないのですが。もしこの工場用地を拡張されるのだったら、○○のほうから土砂を入れられるということですか。

それともう一つは、この用悪水路の水はどう流れるんですか。これは付替えというのはどういうふうになるのですか。こっちの圃場のほうへは来ないんですか。その辺がちょっと分からないです。

農林水産課 先に1点目から順にお答えさせていただきたいと思います。1点目の進入路についてでございますが、現状の隣接市側の○○の工場用地のほうから進入路を設置して、造成工事を進めてまいりるという内容の計画と伺っております。

委 員 その件について私も家に代理人が来て話を聞いた時には、全く○○と分離をしてそこを埋めると。ですから、○○の部分をわざわざ分筆して資材置場として位置づけできるようにするとの話を聞きました。今の話とは少し違うというふうに思いますが、いかがですか。

要は、○○ということから分離をして、資材置場だけ独立をしてやりたいというような考え方なんです。私、そういうことで、後でまた話をさせてもらいます。

付替えは下の○筆の一番の下の部分で用排、築造して、そこで短絡的につけるというふうに聞いています。

委 員 前回、これ抜いた時に、用排水の件も説明受けて、ああ、それやったら問題ないよと言って、この場で青地除外でいいのと違うのと言っているのを結局、今回、こうして時間を割いているのは、この水路の部分だけが漏

れていたんです。

農林水産課 先ほどの12ページの部分で言いますと、この上側のちょっとオレンジ色の色の薄さが違うところがあると思うんですが、ここの範囲を区域に含めるようにというふうなご指摘がございましたので、改めて範囲に含める申請をお受けしたというような格好になっております。当初の分で言うと、農地の部分だけを青地の除外の申請ということで、申請の時には基本的に地主さんのご了解をいただいてというふうな格好になってくるのですが、こここの部分の取扱いについては、いわゆる青線とかと同様な感じで谷の部分になってまいります。その協議が今回、整ったので、こここの部分を追加しての範囲を申請としてお出しいただいた格好になってございます。

順番、テレコになって申し訳ございません。○○委員の2問目の水路の先のところでございます。

先ほど○○委員からもご指摘いただいたのですが、12ページの地図の下側のところに水路を付替えるというふうな格好の計画となっております。

以上です。

委 員 私、事前に質問をさせていただきました。令和4年7月13日、議案第105号で前期の方が承認されているということも議事録で、詳細にはなかったですが、読ませていただきました。私、これ、なぜこういうふうに言うかと言うと、3月に突然というか、業者から電話がかかってきて、電話の中で規模の大きさに大変驚いたんです。それで、今、言ったとおり、土の入れる量から面積から。そういう時に、承諾書くださいと。私、順序がおかしいと思うのは、農業委員会という組織があるのに、その決定権があるのにもかかわらず、地域の農業委員に承諾書にサインくださいというふうに来たわけです。私は、そんなことはできませんと。私、この時にこんな承認が得ているということを知らなかつたということもあったのですが。

そういうことで、後日、代理人が家に来て説明をされたのですが、当然、現地も見に行きましたし、3回ほど見に行ってますが、大変規模が大きくて問題が後々出るのではなかろうかと。先月も資材置場でいろいろ意見があったとおりで、当然、これは建設残土を入れるということが大前提になっていると思うんですね。○○が起因することを言っているのは確かですが、それを横から取って○○、不動産会社ですが、そこが代理というのか、申請人になっているんですね。2番目に質問しましたとおり、本来、○○、○○とずっと起因するところから、最後、手狭になって代替地も見つかりませんでしたと言っている割には、この○○という会社が出てくるわけですよ。これ、普通の農地転用5条の申請でこんなことはあり得ないですよね。実際、私、手狭になりました、使いますよと言っている人が本来、申請人になるべきなのに、この○○はただの開発者と。開発者といつても○○との関係は何らないんです。

さらに、この誓約書、農業地域の整備に関する法律、要は〇〇が所有権移転した場合には、この行為については継続しますというふうには書いていますが、〇〇の代理人の押したものは一切ない。ということは、結果的に〇〇が土を入れさせてそこを造成して、〇〇に必要な分だけ少し貸すわと、言い方、悪いですが、そういうふうにしかこれは見れない申請書と私は理解したんです。

ですから、私は質問で〇〇と〇〇の関係を。いつの間にか〇〇から〇〇になっているわけですね。これは第5条の農地転用の申請においても、〇〇が出てくるということは、この17ページ、先ほど説明されましたよね。認めることについて、17ページに書いている特例ですよね。これ、一番ややこしいのは1番なんですよ。農用地区以外に代替すべき土地がないこと。これ、どうとも考えられる一番曖昧な例外規定というんですか。2番、3番は皆、農地に関するようなことが全て書いてある。それをもって農振除外をするということを言っているにもかかわらず、〇〇が申請人になること自体が私は疑問を大きく感じたんです。

最後の3番目のほかに影響はないかということについては、この申請について関係ないかもわかりませんが、私、農振地域、青地、その中の圃場整備した農用地区ですよね。それを潰してまでこの工事をしなくてはいけないかというのも大変疑問に思ったわけです。これは前期の方が決められたことに対して大変失礼な話か分からないですが、私はそういうふうに感じたわけです。この市街化区域の事業所の近接したところ、あるいは市街化調整区域であっても事業所があつて、それに隣接した青地、こういう場所は幾つもあると思うんです。私は今後に与える影響、多大でなくとも、白地の農地転用、資材置場というのはそこら中で問題になっているということは事実なので、これは十分考えていただかないといけないと思うのと、もともとのこの〇〇というのはどこの誰なのか、〇〇との関係をはつきり説明していただきたい。

以上です。

委 員 前回のこの審議する時に、〇〇というところがかなり高い位置にあって、法面、矢板で打たれて低い谷間みたいなところに圃場整備された田んぼが残っているという状態なので、これは言ったら地権者さんの同意を得られてここをもう売ると、ここを広げて国土の有効活用をしてもらえるというのでいいのではないですかという意味で、私は前回、賛同させてもらいました。

今回は、これに付随する川の部分の多分審議だろうと思うので、それに対する回答では、これ、〇〇さんが所有される？工事される？ということでしょうか。

農林水産課 〇〇と〇〇の関連性についてお答えしたいと思います。
現地の造成工事が完了するまでは、〇〇の関連会社で業務委託を受けた

〇〇が農地転用を含めた諸々の手続を行った上で、造成工事完了後の土地を〇〇へ引き渡すこととなっていることから、農地転用者は〇〇というふうな格好でお伺いしております。

委 員 分かりました。

委 員 これ、農地転用、第5条、資材置場、ワンセットですよね。これは誰が申請をされたら受け付けられるという人格になるんですか。〇〇でもいいということなんですか。

事の原因は〇〇にあるんでしょう。除外申請を認める理由の第1番目。手狭で代替地がありません。何で急に〇〇に変わるんです。私、納得できないです。諸手を挙げて賛成はできません。

委 員 工事するのは〇〇だから〇〇が申請して。

委 員 いやいや。〇〇は農地転用をすると書いていますよね。〇〇はただの開発者。開発者という意味がなかなか理解できないです。

私のこの質問で時間を取りるのは大変申し訳ないので、議事を進めていただいて結構です。

ですが、私がこういうふうに質問して即座に回答が返ってこないということは、疑問に感じられる部分もあるのではないかでしょうか。

農林水産課 すみません。まずは、1点目の〇〇と〇〇の関係ですが、我々が聞いておりますのは、〇〇自身は通常〇〇に関する会社で土地の取得、農地法の許可関係、そういうしたものに長けていないということで、不動産の会社が今、こういった手続を行っておるという認識であります。そういう中で、よくビルでも不動産屋が持っているところに本社が入っているような会社もありますので、そういう意味からしても今回、〇〇のほうから申請が出ていることに関しては、うちとしては真摯に受け付けて手続を進めいくというふうな認識であります。

それと1つ、こういった区域が大津市内、ほかにも多々あるだろうというようなこともおっしゃっておりましたが、見ておりますと、ここは隣接市の工業団地に本当に隣接しております、この農地が200m以上細長く食い込んでいるような状況でございます。こういったことから工業団地自身もちょっと不整形な状況で今現在、存在しているというような状況でございます。本来の我々の農業に関する農用地を存続するという考えは全く変わっておりません。

ただ、こういった土地利用を大局的に考え、協議を何度もなくした結果、この部分については200m、それも細長く工業団地に食い込んでいるというような観点から、今回お諮り申し上げているというような状況でございます。

今後、〇〇のほうから農転申請されてくるのであれば、それはそれでしっかりと審査していくというような形になろうかと思います。

それと、あと水路の件なのですが、水路については今のところ、この造成工事とともに工事をされて、あとは全て土地のほうについては大津市か改良区の名義にするというような状況で造成を終えると、このように進んで行くということになります。

すみません。以上でございます。

議長 〇〇委員、今の説明はどうですか。まだ納得は。

委員 納得は当然いきません。

私、大変心配しているのは、建設残土をこれだけの量をこの谷筋、私、いろんなところでそういう状況を見てきましたが、後々問題になる可能性が極めて高いですよ。建設残土と産業廃棄物はもう紙一重なんです。混入しているか、していないか、目に見えないものが入るおそれも出てくるわけですよね。事務局の案で周辺農地に影響がないようにというふうに書いていただいているが、その建設残土によって地下水なりそういう影響も懸念されることが多々予想されますので、私はこの大きな行為を受けて、地元の委員として、それは確かに〇〇土地改良区、あるいは農業組合は了解されているものの、今後、何かあった場合においては、やはりそういう懸念も含めて問題となる可能性があるので、意見を申し上げさせてもらつただけです。

以上です。

議長 ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

この問題については大きいので、今回、採決をとるというより保留にさせていただきたいと思います。また次回、この話を持ってきていただき、再度、説明していただきたいと思いますので、これは今回、議案第52号大津農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてですが、一旦保留させてもらって、次回、また総会の時に上げていただき審議するということで賛成の方、挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 挙手多数により、議案52号 大津農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、次回、また審議することに決定いたしました。

ここで休憩を入れたいと思いますが、いいですか。休憩を入れます。

<休憩>

< 再開 >

議長 時間が参りましたので議事に入りたいと思います。
続きまして、農業振興係の議案です。議案第53号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はございませんか。
(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第53号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを原案どおり賛成の方は举手をお願いいたします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第53号 農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案どおり決定いたします。
それでは、続きまして報告案件です。報告第62号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第63号 農地法第5条第1項6号の規定による農地転用届出について、報告第64号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第65号 農地の転用事実等に関する照会について、以上、一括して事務局から報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、集計報告>

議長 ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、農地係の報告案件は終了いたします。
それでは、事務局からその他の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 それでは、何かございますか。

<質疑応答>

議 長 全体を通して何かございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ないようですので、マイクを司会にお返しします。

副 会 長 以上もちまして、第12回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。

これにて定例総会は閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。

議事録署名委員

議長（安井 善次 委員）印

委員（森元 直紀 委員）印

委員（音野 茂 委員）印